

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)264	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	根抵当権設定登記抹消請求	原審事件番号	昭和 34(ネ)452
裁判年月日	昭和 41 年 4 月 22 日	原審裁判年月日	昭和 38 年 10 月 26 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 20 卷 4 号 752 頁		

判示事項	<ul style="list-style-type: none"> 一 代理行為の相手方の悪意又は過失と民法第一〇九条の責任の有無 二 民法第一〇九条の表見代理行為の相手方に過失があるとされた事例
裁判要旨	<p>一 民法第一〇九条の代理権授与表示者が、代理行為の相手方の悪意または過失を主張・立証した場合には、同条所定の責任を免れることができる。</p> <p>二 甲が代理権を乙に授与した旨表示し、乙が、甲の代理人として、丙と甲所有の不動産について根抵当権を設定する旨の契約を締結した場合において、乙が右不動産の権利証、甲の白紙委任状及び印鑑証明書等を所持していたとしても、右契約は乙が代表取締役である丁会社の丙に対する債務を担保する目的で締結されたものであり、丙は右不動産を評価する目的で甲方を訪れたことがあるのに、乙の権限について確めなかつた等判示のような事情があるときは、丙が乙に右契約締結の代理権があると信じたことには過失があるというべきである。</p>

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人藤井暹の上告理由について。民法一〇九条にいう代理権授与表示者は、代理行為の相手方の悪意または過失を主張、立証することにより、同条所定の責任を免れることができるものと解すべきである。本件において、原審が適法に確定した事実によれば、「上告人は、被上告人ら所有の本件不動産の登記済権利証、被上告人らの白紙委任状及び印鑑証明書等を所持し、被上告人らの代理人と称するDと、本件不動産を目的物とする根抵当権設定契約を締結したが、被上告人らは、Dに右契約締結の代理権を授与したことはなく、単に、これを授与した旨表示したものと解される。右根抵当権設定契約は、上告人とD石油株式会社との間の石油類販売契約に基づく上告人の右会社に対する代金債権を担保する目的で締結されたもので、Dは、右会社の代表取締役であつた。右契約において上告人を代理したEは、D石油株式会社及びD個人に資産のみるべきものがないことを了知していたが、一方、担保物の提供者たる被上告人と面識をもたず、また、被上告人らとDとの関係についてもなんら知るところがなかつた。Eは、右契約締結に先立ち、本件不動産を評価する目的で被上告人ら方を訪れたことがあつた。しかし、上告人は、Dの代理権について、これを確かめるためのなんらの措置もとらなかつた。」というのである。右のような事実関係のもとにおいては、上告人は、直接、本人である被上告人らにDの代理権の有無を確かめる取引上の義務を負い、このような措置を</p>

とることなく、漫然Dに前記契約締結の代理権ありと信ずるにいたつたことには過失があり、民法一〇九条所定の表見代理は成立しないものというべきである。したがつて、右事実関係のもとにおいて、被上告人らは、Dと上告人との間で締結された前記根抵当権設定契約についてその責に任ずるものではないとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はなく、論旨は採るをえない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外)

※参考：判例タイムズ 193号 88頁、判例時報 451号 34頁、金融商事判例 6号 2頁、